

東京ウィメンズプラザ 令和3年度コーディネート研修（基礎編）

配偶者暴力相談支援センターの取組

練馬区人権・男女共同参画課 布施智子

練馬区配偶者暴力相談支援センター（以下支援センターと表記）の機能整備について

設置年月日

平成26年5月12日

施設の種類

人権・男女共同参画課
男女共同参画センター
総合福祉事務所（4所）

機能整備の根拠規定等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（以下、DV防止法と表記）

練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画（平成24年5月策定）
（以下、練馬区配暴計画と表記）

支援センター機能整備のきっかけと経緯①

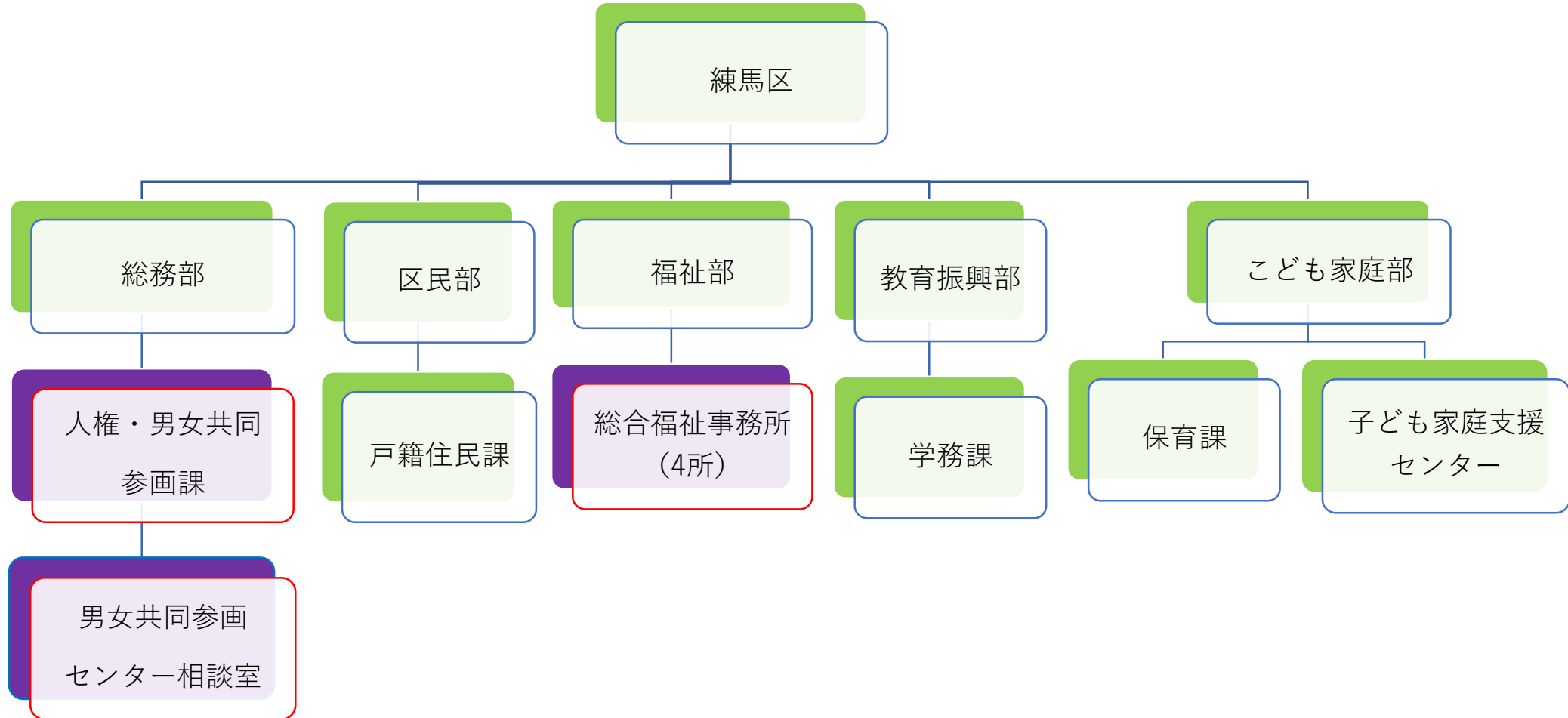
- 平成19年7月 DV防止法改正（市町村の支援センター設置が努力義務に）
- 平成24年5月 練馬区配暴計画策定
- 平成24年10月 検討開始
- 平成25年10月 関係機関へ中間報告
- 平成26年5月 支援センター機能開始

支援センター機能整備のきっかけと経緯②

- 当初は人権・男女共同参画課と男女共同参画センターだけを支援センターにする方向で検討をしていた。
- 福祉事務所など、以前からDV被害者支援を行っている組織の役割を活用すべきとの意見が出された。
- これまでの組織の役割をいかし、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、総合福祉事務所(4所)で支援センターの業務を担うことになった。

練馬区の組織（抜粋）

DV被害者に関わりのある部署



支援センターの運営について

業務の種類	人権・男女課	男女センター相談室	福祉事務所（4所）
相談・情報提供	○	○	○
カウンセリング (DV専門相談)		○	
一時保護			○
自立支援促進援助	○(証明書発行)	○(証明書発行)	○
保護命令制度援助	○	○(情報提供)	○(情報提供)
居住施設援助	○(情報提供)	○(情報提供)	○

支援センター関係会議

配偶者等暴力防止関係機関連絡会議

- 区関係部署、区内警察署・一時保護施設・医師・弁護士などによる
情報連携会議 年1~2回

配偶者等暴力被害者支援実務者会議

- 支援センター実務担当者による情報共有会議 月1回
- 区内警察署・一時保護施設、練馬子ども家庭支援センターなどの
実務担当者による意見交換会 年1~2回

支援センター業務の実績

	H28	H29	H30	R1	R2
DV相談件数	1,983	2,478	2,689	2,865	2,451
緊急一時保護件数	88	107	60	75	41
証明書発行件数	294	333	353	365	508
保護命令 書面提出件数	0	0	1	1	0

支援センターを機能整備したメリット

- 区の支援センターで証明書を発行できるようになり、相談者の利便性が上がった。
- 職員にも支援センターが認知されるようになり、他部署から案内されるケースが増えた。

機能整備による効果的な連携例

〔男女課と福祉事務所が連携した場合〕

- 被害者本人がDVの状況を何度も話をする必要がなくなった。
- 婦人相談員やDV専門相談員など複数の者からアプローチができる。

円滑な支援のために心掛けていること

- 顔の見える関係づくりを心掛けている。
- 実務者会議の場で困難事例などを紹介してもらっている。
- 他部署とDV被害者支援に関して生じた問題は男女課(事務局) だけで判断しない。

ご清聴ありがとうございました